

主な新型コロナウイルス感染症対策の施策一覧(令和2年5月28日現在)

町民の皆様へ

今年の年明けから世界中で新型コロナウイルス感染症の猛威が吹き荒れ、私たちの生活は一変し、町民の皆様も大変なご苦労をされております。4月16日に全国を対象として緊急事態宣言が発令されて以来、小野町におきましては、町民の皆様のご協力により感染者の発生はありませんでした。この間、不要不急の外出を控えていただき、また、経済活動におきましても飲食店などの営業を自粛していただくなど、町民の皆様には多大なるご負担をいただきましたことに、あらためまして御礼を申し上げます。

私たちは、第2波・第3波の感染拡大に引き続き十分警戒しながら徐々に以前の生活を取り戻していく必要があります。そこで、町の独自支援策を含む諸施策を次のとおり実施いたしますので、ご覧いただき何なりとご相談のうえご活用ください。町としましても引き続き町民の皆様の日常生活を取り戻すべく全力で対応して参ります。



小野町長 大和田 昭

支援策	施策概要	主な条件等	申請する人	相談窓口
給付 町内事業所 緊急支援給付金	減収率に応じ給付金を交付 減収率 20%以上30%未満 10万円 30%以上40%未満 20万円 40%以上 30万円	①感染症の影響により前年比20%以上の減収が予想される事業所 ②令和2年3月～5月のうち最も減収した月収を1年換算し、前年確定申告額と比較した減収率により交付	➡ 事業主が申請 ➡	小野町商工会 72-3228 役場・産業振興課 72-6938
給付 コロナに負けるな！ 小桜ちゃん応援商品券	応援商品券： すべての世帯 1世帯当たり 一律10,000円の商品券 応援食事券： 4人以下の世帯 2,000円分 5人以上の世帯 4,000円分	町内の加盟店で使用できる商品券とお食事券を全世帯に、6月下旬に簡易書留で送付します	➡ 申請不要 (全世帯配付) ➡	役場・産業振興課 72-6938
給付 帰省自粛学生 ふるさとの農産物が応援します (県外に住む学生に農産物を贈呈)	贈呈する農産物等： 小野町産 米5キロ・黒毛和牛のレトルト食品・そば (約7,000円相当)	①小野町の親元を離れ県外に住んでいる、高校、大学(短期大学、大学院含む)、専門学校、受験予備校などに在学している方 ②農産物等が届いた後、在学を証する書面の写しを返送します	➡ 個人が申請 (保護者又は本人) ➡	小野町商工会 72-3228
プレミアム 小桜ちゃんプレミアム付き 商品券	販売単位： 13,000円分の商品券を 10,000円で販売 (弁当・惣菜テイクアウト券500円分含む)	①1世帯30,000円(39,000円分の商品券)まで購入可能 ②6月下旬販売開始予定 【後日、各世帯にお知らせ予定】	➡ 個人が購入 ➡	役場・地域整備課 72-6936
減免 水道使用料の基本料金免除 (事業所支援)	水道使用料の基本料金 3か月分を免除 (令和2年4月～6月使用分)	水道の給水申込時に用途区分を「営業用」「団体用(官公署等を除く)」「工業用」としている店舗・事業所 ※用途区分が「一般用」でも飲食店等の営業店舗は対象となります	➡ 申請不要 ➡	【町税】役場・税務課 72-6932 【県税】県中地方振興局県税部 024-935-1231 【国税】郡山税務署 024-932-2041
納入猶予 水道・合併処理浄化槽・住宅 使用料の納入猶予	猶予期間：最長4か月	感染症の影響により収入が減少し、納期内の支払いが困難となったこと	➡ 個人・事業者が 申請 ➡	役場・町民生活課 72-6934
税制 町税等の納税猶予・減免 ★県税・国税も納税猶予・減免 制度があります。詳しくは右の 相談窓口へ	①町税等の納税を1年間猶予 ②固定資産税(令和3年度分)を減免 ③国民健康保険税を減免 ④軽自動車税の減税措置を延長	①【町税等納税猶予】前年同期比20%以上収入が減少し、一時的に納付が困難であること ②【固定資産税】令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売り上げが前年同期比30%以上減少したこと ③【国民健康保険税】事業収入、給与収入の減少など一定要件に該当すること ④【軽自動車税】令和3年3月31日までに取得した環境性能車であること	➡ 個人・事業者が 申請 ➡	役場・子育て支援課 72-2212
給付 特別定額給付金	給付額： すべての町民 1人当たり一律10万円	5月14日に案内したとおりです 締め切り： 8月14日(14日の消印有効)	➡ 個人が申請 ➡	
給付 子育て世帯への臨時特別 給付金	給付額： 児童1人につき1万円	児童手当を受給している世帯 (但し、特例給付世帯を除く) 【6月下旬給付予定】	➡ 申請不要 ➡	

お忘れなく

※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場、関連行政機関・団体等にご相談ください。

※表中「新型コロナウイルス感染症」を略して「感染症」と表記しています。

※ピンク色の施策が、町独自の施策です。

小野町新型コロナウイルス感染症対策本部・小野町

